

「個人情報保護法」改正草案の予告について

個人情報保護法（以下、「本法」）の 2023 年の改正を経て、「個人情報保護委員会（以下、「委員会」）」が本法の主務機関となることが定められた後、憲法法院 2022 年の判決（111 年憲判字第 13 号）に示された「個人情報保護のための独立した監督体制は、組織上及び手続き上の重要かつ鍵となる制度である」という趣旨を実現するため、また、個人情報の収集、処理及び利用の適法性と信頼性を確保することを目指し、同委員会準備室は、2024 年 12 月 20 日に本法の一部条文の改正を予告し、改正をより徹底するため、各界が十分に議論し、関連意見を表明するよう、本法の予告期間を 2025 年 2 月 18 日まで延長し、計 60 日間とした¹。今回の草案において、公的機関及び非公的機関（民間業者）の関連条文に対する改正の提案があり、その要点は以下のとおりである。

一、主務機関及び移行期間

元来外部から監督する仕組みを持たない公的機関については、委員会による全面的な監督・管理を優先するものとする。また、非公的機関について、委員会は、目標を段階的に達成するための移行期間に応じて、目的事業主務機関が明らかでない非公的機関を優先的に管理するものとする。すでに目的事業主務機関が明らかな非公的機関に対しては経過措置を規定し、非公的機関を監督・管理する権限及び責任の一部について、行政院の公告により、経過期間において暫定的にその中央又は地方の目的事業主務機関が引き続き監督・管理することができるものとする。これらの監督・管理権限は、段階的に委員会に移譲され、委員会の成立日から 6 年後までに監督権限の一元化を達成することを目指す。（改正条文第 51-1 条参照）

二、個人情報保護の専門性を有するメンバーの配置

「個人情報保護長」及び「個人情報保護監査員」を配置すべき法根拠が追加された。「個人情報保護長」は、内部の個人情報保護関連事務の推進及び監督、並びに「個人情報保護監査員」による本法の規定の適用に関する相談や助言の提供、関連法令の遵守状況の確認、個人情報保護管理に関する監査作業の計画及び執行の指揮を担当する。

¹ [預告修正「個人資料保護法」部分條文-眾開講-公共政策網路參與平臺（「個人情報保護法」一部条文の改正の予告について）](#)（ハイパーリンク）

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

ただし、台湾はこの制度の実務的な運用経験がまだ乏しいことを考慮して、段階的に推進することとし、初期段階では公的機関又は公告により指定された非公的機関のみを対象とする。上記関連人員の職務、適正条件、研修、報酬、及びその他関連事項に関する方法は、主務機関に制定を授権する。(改正条文第 2-1 条参照)

三、個人情報に関する事故の対応措置及び義務

公的機関又は非公的機関が個人情報の窃取、改ざん、毀損、滅失又は漏えい等の事故に遭遇した場合、事故の拡大を防止するため、迅速かつ効果的な対応措置を講じるべきことを追加するほか、事故を記録して検査に供するよう少なくとも 3 年間保存しなければならないことを規定する。仮に個人情報事故が当事者の権益に重大な危害をもたらすおそれがある場合、適切な方法で当事者に通知しなければならないほか、主務機関にも報告する義務が生じる。非公的機関については、上述の関連義務に違反する場合、その都度 NT\$2 万以上から 20 万以下の過料に処される可能性がある。(改正条文第 12 条、第 48 条参照)

四、リスクフォーカスの行政検査の推進

今回の改正草案では、非公的機関に対する行政検査の責任担当機関を主務機関とし、また、主務機関は、比例原則に基づいて、意見陳述の命令や必要書類・物品の提供などの協力措置を含む介入程度の異なる検査方法を取ることができると規定する。また、主務機関は、その業務の性質、運営形態、テクノロジーの運用などの違いにより、事故のリスクレベル及び影響の程度を考慮したうえで、個人情報侵害事故のリスクが比較的高い業種を選定し、評価手続きを経て、該当業種に対し行政検査を優先的に実施することができる。そのリスク評価の方法、考慮の要素、行政検査計画の起草及びその他関連事項に関する方法は、主務機関に制定を授権する。(改正条文第 22 条及び第 27 条参照)

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。